

公立大学法人大阪入札参加停止要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公立大学法人大阪（以下「法人」という。）が発注する建設工事等、コンストラクション・マネジメント業務（以下「CM業務」という。）及び物品・委託役務関係業務（以下「法人発注工事等」という。）の適正な履行を確保するため、一般競争入札及び指名競争入札の入札参加資格者及び契約の相手方に関する入札参加停止等の措置について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 建設工事等 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務（測量、地質調査、建築設計・監理、設備設計・監理、建設コンサルタント及び補償コンサルタント業務）をいう。
- (2) CM業務 発注者の補助者・代行者であるコンストラクション・マネジャーが、技術的な中立性を保ちつつ発注者の側に立って、設計・発注・施工等の各段階において、設計の検討や工事発注方式の検討、工程管理、コスト管理などの各種マネジメント業務の全部又は一部を行うものをいう。また、各種マネジメント業務に加えて施工に関するリスクを負う業務も含む。
- (3) 物品・委託役務関係業務 物品の購入契約、物品の売払い契約、車両等の修理契約、委託契約、請負契約（建設工事等及びCM業務除く）及び賃貸借契約に関する業務をいう。
- (4) 入札参加資格者等 法人発注工事等の入札の参加資格を有する者及び契約の相手方をいう。
- (5) 役員等 入札参加資格者等が個人の場合は本人、法人の場合は代表取締役その他の役員及び支配人、営業所長又は支店長など契約締結権限を有する者をいう。
- (6) 使用人 入札参加資格者等が使用する者のうち、役員等以外の全てのものをいう。なお、入札参加資格者等との雇用契約の有無は問わない。
- (7) 入札参加停止 別表各号に掲げる措置要件に該当する入札参加資格者等について、一般競争入札において入札に参加させない措置及び指名競争入札において指名しない措置をいう。
- (8) 入札参加停止等 入札参加停止並びにこの要綱に定める警告及び注意の喚起をいう。

(入札参加停止の措置)

第3条 理事長は、入札参加資格者等、役員等又は使用人が別表各号に掲げる措置要件に該

当するときは、情状に応じて当該各号に定めるところにより期間を定め、公立大学法人大阪契約事務審査会（以下「審査会」という。）の議を経て、当該入札参加資格者等について入札参加停止を行うものとする。ただし、共同企業体（発注案件ごとに複数の企業で構成される企業体をいう。）が別表各号に掲げる措置要件に該当するときは、その構成員である入札参加資格者等それぞれに対し入札参加停止を行うものとする。

- 2 法人が入札参加資格者等、役員等又は使用人を別表各号に掲げる事項に該当する行為があるものとして捜査機関に告発をしたときは、理事長は、捜査機関が当該告発に基づいて入札参加資格者等、役員等又は使用人を逮捕し、起訴し、又は不起訴処分にするまでの間、審査会の議を経て、当該入札参加資格者等について入札参加停止を行うことができる。ただし、当該入札参加停止の期間は、それぞれ別表各号に定める期間（期間に短期及び長期のあるものについては、短期）の2分の1の期間を超えないものとする。
- 3 理事長が入札参加資格者等の入札参加停止の決定を行った場合は速やかに、大阪府及び大阪市に対し、通知するものとする。
- 4 入札参加資格者等が、大阪府又は大阪市から入札参加停止の措置を受けた場合は、この措置を法人に適用するものとする。

（下請負人等及び経常建設共同企業体に関する入札参加停止）

第4条 理事長は、前条の規定により入札参加停止を行う場合において、入札参加資格者等である下請負人又は法人が承認した再委託先（以下「下請負人等」という。）が当該入札参加停止について責を負うべきことが明らかになったときは、審査会の議を経て、当該下請負人等について、元請負人又は受託者の入札参加停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、入札参加停止を併せ行うものとする。

- 2 理事長は、前条の規定により入札参加資格者等である経常建設共同企業体について入札参加停止を行うときは、当該経常建設共同企業体の入札参加資格者等である構成員（明らかに当該入札参加停止について責を負わないと認められる者を除く。）について、審査会の議を経て、当該経常建設共同企業体の入札参加停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、入札参加停止を併せ行うものとする。
- 3 理事長は、前条又は第1項の規定により入札参加停止を行った入札参加資格者等を構成員に含む経常建設共同企業体について、当該入札参加資格者等と同一期間の入札参加停止を行うものとする。

（入札参加の停止等）

第5条 理事長は、一般競争入札を実施しようとするときは、前2条の規定により入札参加停止の措置を受けている入札参加資格者等（以下「入札参加停止業者」という。）の当該入札への参加資格を認めないものとし、指名競争入札を実施しようとするときは、当該入札参加停止業者を指名しないものとする。

- 2 理事長は、一般競争入札を実施しようとする場合に、入札参加資格者等が当該入札への参加資格が認められた後に入札参加停止業者となったときは、当該業者を入札に参加さ

せないものとし、指名競争入札を実施しようとする場合に、当該入札参加停止業者を指名しているときは、その指名を取り消すものとする。

- 3 前2項の場合においては、理事長は当該入札参加停止業者にその旨を通知するものとする。

(入札参加停止期間の特例)

第6条 入札参加資格者等、役員等又は使用人が別表各号に掲げる措置要件の二以上に該当するときは、当該要件に定める期間の合計をもって入札参加停止期間とする。ただし、その期間の合計は3年を超えないものとする。

- 2 入札参加停止業者が新たに別表各号に掲げる措置要件のいずれかに該当することとなった場合の当該入札参加停止期間は、当該要件に定める期間に、既に措置されている入札参加停止の残期間を加算した期間とする。ただし、加算後の入札参加停止の期間は3年(同一の事案の場合は、その当初の措置から3年)を超えないものとする。

- 3 入札参加資格者等が、次の各号のいずれかに該当することとなった場合の措置期間は、当該各号にそれぞれ定める期間とする(同一の事案により措置要件に該当することとなった場合を除く。)。この場合において、1月未満の端数があるときは、1月に切り上げるものとする。

(1) 次号に掲げる場合を除くほか、別表各号の措置要件に該当する場合で、当該入札参加資格者等が別表各号の措置要件に係る入札参加停止の期間中若しくは期間の満了後1年を経過するまでの間であるとき、又は第12条に規定する警告又は注意の喚起を受けた日から1年を経過するまでの間に、当該警告若しくは注意の喚起の原因となった別表各号の措置要件と同一の措置要件に該当することとなったとき 1.25倍の期間

(2) 別表第七号から第九号までの措置要件に該当する場合で、当該入札参加資格者等が別表第七号から第九号までの措置要件に係る入札参加停止の期間中又は期間の満了後3年を経過するまでの間であるとき 1.5倍の期間

- 4 理事長は、入札参加資格者等について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号及び前項の規定による入札参加停止の期間の短期未満の期間を定める必要があると認めるときは、審査会の議を経て、入札参加停止期間を当該短期の2分の1(期間に短期及び長期のないものについては、当該期間の2分の1)まで短縮することがある。

- 5 理事長は、入札参加資格者等について、極めて悪質な事由があるため、又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第3項の規定による入札参加停止の期間の長期を超える入札参加停止の期間を定める必要があると認められるときは、審査会の議を経て、入札参加停止の期間を当該長期の2倍(期間に短期及び長期のないものについては、当該期間の2倍)まで延長することがある。ただし、その期間は3年を超えないものとする。

- 6 理事長は、入札参加停止業者に情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明

らかとなったときは、審査会の議を経て、別表各号及び前各項に定める期間（期間に短期及び長期のないものについては、当該期間の2分の1又は2倍の期間）の範囲内で入札参加停止の期間を変更することがある。ただし、その期間は3年を超えないものとする。

- 7 第3条第2項の規定による入札参加停止業者について、この規定により告発した事案を原因とする逮捕又は起訴により新たに入札参加停止を措置するときは、既措置期間を控除するものとする。
- 8 入札参加停止中又は入札参加停止期間経過後の事情の変化により、入札参加資格者等に対し同一要件により入札参加停止措置を追加するときは、その期間の合計は別表各号に定める期間を超えないものとする。
- 9 理事長は、別表第八号に該当する入札参加資格者等について、次の各号のいずれかに該当するときは、別表第八号に定める期間（同号ただし書きが適用されるときは、当該期間）の2分の1の期間に短縮することがある。この場合において、1月未満の端数があるときは、端数を切り捨てるものとする。ただし、課徴金減免制度が適用された事実が入札参加停止期間の2分の1を経過後に明らかになったときの入札参加停止期間は、当該事実が確認できた日までとする。
 - (1) 独占禁止法第7条の2第10項から第12項までの規定に基づく課徴金減免制度が適用され、入札参加資格者等の申出により課徴金減免制度が適用されている事実が確認できたとき。
 - (2) 独占禁止法第7条の2第6項に基づき課徴金算定率が軽減され、入札参加資格者等の申出により課徴金減免制度が適用されている事実が確認できたとき。
 - (3) 平成18年1月4日に施行された独占禁止法に基づく排除措置命令及び課徴金納付命令に対し審判を請求しないことを、法人に対して誓約したとき。ただし、同法に違反する行為が平成18年1月3日以前に行われていたときに限る。
- 10 理事長は、入札参加停止業者の申出により犯罪の嫌疑があるにもかかわらず不起訴（別表第八号に関する不起訴は除く。以下「起訴猶予等」という。）の事実が確認できたときは、当初の入札参加停止期間を2分の1の期間に短縮することがある。この場合において、1月未満の端数があるときは、端数を切り捨てることとする。ただし、当初に1月の入札参加停止が措置された場合については起訴猶予等により不起訴が確定したと認めた日までとし、起訴猶予等となった事実が入札参加停止期間の2分の1を経過後に明らかとなった場合については当該事実が確認できた日までとする。

（入札参加停止の解除）

第7条 理事長は、嫌疑がない、又は嫌疑が不十分として不起訴となった場合など、入札参加停止業者が、当該事案について責を負わないことが明らかになったと認めたときは、審査会の議を経て、当該入札参加停止業者に係る入札参加停止を解除するものとする。

（入札参加停止の継承）

第8条 合併等により入札参加停止業者から営業を実質的に継承したと認められる入札参

加資格者等は、当該入札参加停止業者の入札参加停止措置を引継ぐものとする。

(入札参加停止の通知)

第9条 理事長は、第3条若しくは第4条の規定により入札参加停止を行い、第6条第6項から第10項までの規定により入札参加停止の期間を変更し、控除し、追加し、若しくは短縮し、又は第7条の規定により入札参加停止を解除したときは、当該入札参加停止業者に対し遅滞なくその旨を通知するものとする。ただし、第3条第4項の規定による場合は、この限りではない。

(随意契約の相手方の制限)

第10条 理事長は、入札参加停止業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、災害時の緊急・応急契約、特殊技術を要する場合、その他特に止むを得ない事由がある場合において、審査会の議を経たときは、この限りではない。

(下請け等の禁止)

第11条 理事長は、法人の契約に関して入札参加停止業者に下請負させ、又は再委託することを承認してはならない。ただし、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立てを理由に入札参加停止措置を受けている者が、建設業法第2条第1項に規定する建設工事に係る法人の契約に関して、下請負し、又は再委託を受けることは、この限りではない。

(警告又は注意の喚起)

第12条 理事長は、この要綱の趣旨に照らし必要があると認めるときは、審査会の議を経て、当該入札参加資格者等に対し、警告又は注意の喚起を行うことがある。

(指名の回避)

第13条 理事長は、入札参加資格者等が次の各号に掲げる状況に陥ったときは、指名を回避しなければならない。この場合においては、審査会の審議を省略することができる。

- (1) 銀行取引停止となったとき。
- (2) 自己破産をしたとき又は申請をしたとき。
- (3) 営業を停止したとき。

2 前項において指名を回避された入札参加資格者等が、審査会において再建されたと認められたときは、当該指名回避を解除するものとする。

(情報の公表)

第14条 理事長は、入札参加停止に関する情報を原則として公表するものとする。

(審査会の設置及び運営)

第15条 審査会の設置及び運営については、別に定める。

(その他)

第16条 法人発注工事等の調達契約から暴力団等の介入を排除するための措置に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表

措置要件	期間
<p>(虚偽記載)</p> <p>一 法人発注工事等の契約に関して、求められた提出書類に虚偽の記載をし、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 6 月</p>
<p>(入札等)</p> <p>二 入札参加資格者等、役員等又は使用人が、法人発注工事等の入札等の事務の執行に当たり、次の(1)から(3)のいずれかに該当するとき。</p> <p>(1) 入札、契約等の事務の執行に当たり、威圧その他の行為により公正な事務の執行を妨げた場合</p> <p>(2) 入札心得に違反し、法人発注工事等の契約相手方として不相当であると認められる場合</p> <p>(3) 落札したにもかかわらず、契約を締結しなかった場合（落札したにもかかわらず、建設業法第 27 条の 23 第 1 項に規定する経営事項審査を受けていないために契約することができなかった場合を含む。）</p>	<p>当該認定をした日から 1 年 1 月から 1 年 6 月</p>
<p>(契約不履行等)</p> <p>三 入札参加資格者等が、法人発注工事等の契約の履行に当たり、次の(1)から(5)のいずれかに該当するとき。</p> <p>(1) 契約の履行遅滞により遅滞料の請求がなされた場合</p> <p>イ 遅滞日数が 30 日以内のとき。</p> <p>ロ 遅滞日数が 30 日を超えるとき。</p> <p>(2) 入札参加資格者等の責により契約の解除がなされた場合</p> <p>(3) 建設工事等の履行成績が不良と判定された場合</p> <p>(4) 過失により法人発注工事等を粗雑にしたと認められる場合</p> <p>(5) 契約の履行に当たり、契約に反し、契約の相手方として不相当であると認められる場合</p>	<p>当該認定をした日から 1 月 2 月 1 年 2 月 3 月 2 月</p>
<p>(他の業者の妨害)</p>	<p>当該認定をした</p>

<p>四 役員等又は使用人が、法人発注工事等に関し、入札参加希望者が資格審査に応募すること、落札者が契約を締結すること、又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。</p>	<p>日から 1年</p>
<p>(監督、検査及び点検等の妨害)</p> <p>五 役員等又は使用人が、法人発注工事等について、法人の役員又は教職員による監督若しくは検査の実施若しくは公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号。以下「適正化法」という。）第16条に規定する点検の実施（施行体制台帳が提出されない場合を含む。）又はその他契約に関する業務の執行に当たり、威圧その他の行為により公正かつ円滑な業務の執行を妨げたとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1年</p>
<p>(安全管理措置)</p> <p>六 入札参加資格者等が法人発注工事等の契約の履行に当たり安全管理の措置が不適切であったため、次の(1)から(2)のいずれかに該当することとなったとき。</p> <p>(1) 公衆に次の被害又は損害を与えた場合</p> <p>イ 負傷者の発生又は建物等の損傷</p> <p>ロ 死亡者の発生</p> <p>(2) 工事関係者及び業務関係者に次の被害を与えた場合</p> <p>イ 負傷者の発生</p> <p>ロ 死亡者の発生</p> <p>(3) 入札参加資格者等が大阪府内における法人発注工事等以外の契約の履行に当たり安全管理措置が不適切であったため、重大な事故を生じさせ、又は重大な損害を与えた場合</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>3月</p> <p>6月</p> <p>1月</p> <p>2月</p> <p>1月から3月</p>
<p>(談合等)</p> <p>七 役員等又は使用人が、法人発注工事等に関し、競売入札妨害（刑法（明治40年法律第45号）第96条の6第1項）又は談合（同条第2項）の容疑により逮捕され、又は起訴されたとき等。</p>	<p>当該認定をした日から 2年</p>
<p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>八 入札参加資格者等、役員等又は使用人が、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反し、次の(1)から(3)のいずれかに該当したとき。</p> <p>(1) 公正取引委員会から排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた場合</p> <p>(2) 公正取引委員会から告発を受け、又は逮捕された場合</p> <p>(3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、契約の相手方として不相当であると認められる場合</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>1年</p> <p>2年</p> <p>6月</p>
<p>(贈賄行為)</p>	<p>当該認定をした日から</p>

九 役員等又は使用人が、法人の役員又は教職員に対して行った贈賄（刑法第198条）の容疑により逮捕され、又は起訴されたとき等。	2年
（暴力行為等） 十 役員等又は使用人が、その業務に関し、法人の役員又は教職員への暴力、脅迫、暴言、侮辱、威圧的な言動その他取引相手方として不適當を認められる言動を行ったとき。	当該認定をした日から 1年
（建設業法違反） 十一 入札参加資格者等、役員等又は使用人が、次の(1)から(4)のいずれかに該当したとき。 （1）建設業法に違反し、逮捕又は起訴された場合 （2）経営規模等評価申請書、総合評定値請求書又はそれらの添付書類についての虚偽記載により、次のイ又はロの処分を受けた場合 イ 建設業法第28条第1項に基づく指示処分 ロ 建設業法第28条第3項に基づく営業停止処分 （3）建設業法に違反し、次のイ又はロの処分を受けた場合（(2)の場合を除く。）又は適正化法第13条に違反し、イの処分を受けた場合 イ 建設業法第28条第1項に基づく指示処分 ロ 建設業法第28条第3項又は第5項に基づく営業停止処分 （4）建設業法第29条に基づき、次のイ又はロの許可取消処分を受けた場合 イ 同条第1項第5号又は第6号に基づく取消処分 ロ イの処分以外の取消処分	当該認定をした日から 1年 3月 6月 2月 6月 6月 3月
（法令等違反） 十二 前各号に掲げる場合のほか、入札参加資格者等、役員等又は使用人が、次の(1)から(5)（ただし、使用人は(3)を除く。）のいずれかに該当し、法人発注工事等の契約の相手方として不適當であると認められるとき。 （1）業務に関し、各種法令に違反し、監督官庁から処分を受け、又は法令に基づき商号等を公表された場合（(4)の場合を除く。） （2）業務に関し、各種法令に違反し、禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により逮捕され、又は起訴された場合等 （3）(1)及び(2)に掲げる場合のほか、禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以上の刑若しくは刑法（明治40年法律第45号）の規定による罰金刑を宣告され、契約の相手方として不適當であると認められる場合 （4）建設工事等及びCM業務の契約の履行に当たり、国の「建設産業における生産システム合理化指針」に基づく指導に従わなかった場合、又は、	当該認定をした日から 1月から3月 1月から1年 1月から3月 1月から3月

<p>故意又は過失により別に定める暴力団等排除措置の規定に基づく契約担当者又は警察への報告をしなかった場合</p> <p>(5) 大阪府障害者の雇用の促進等と就労の支援に関する条例（平成 21 年大阪府条例第 84 号）第 23 条に基づき、氏名等を公表された場合</p>	<p>2 年以内で審査会の議により決定する期間</p>
<p>(経営不振)</p> <p>十三 入札参加資格者等が金融機関から取引停止を受けるなど、経営不振の状態にあり、法人発注工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2 年以内で経営が改善されたと認められるまで</p>
<p>(不正な請求等)</p> <p>十四 実態の無い納品、請求書類の作成などを通じて、法人の役員又は教職員が行う架空取引による物品購入代金等の不正なプール・流用、その他不正な経費執行に関与したと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2 年以内で審査会の議により決定する期間</p>
<p>(不正又は不誠実な行為)</p> <p>十五 入札参加資格者等、役員等又は使用人が、法人発注工事等の入札等の事務の執行に当たり、次の(1)から(4)のいずれかに該当するとき。</p> <p>(1) 公立大学法人大阪入札談合情報対応マニュアルに基づく事情聴取に応じない又は誓約書を提出しないなど法人職員の指示に従わないとき。</p> <p>(2) 法人契約の履行に当たり、暴力団員等から工事妨害等の不当介入又は下請参入等の不当要求（以下「不当介入」という。）を受けた場合において、警察及び法人への報告を行わなかったとき、並びに法人契約の下請負若しくは受託をさせた者（以下「下請負人等」という。）が、暴力団等から不当介入を受けた場合において、当該下請負人等に対し、警察及び法人への報告を行うよう指導しなかったとき。</p> <p>(3) 第 12 条に定める警告等を受けた場合において、同一年度内に当該警告等の原因となった行為を再び行ったとき。</p> <p>(4) (1)から(3)に掲げる場合のほか、事務等の執行に当たり不正又は不誠実な行為をしたとき、その他契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>1 年</p> <p>2 月</p> <p>1 月から 1 年</p> <p>1 月から 1 年</p>
<p>(その他)</p> <p>十六 前各号に掲げる場合のほか、入札参加資格者等として、ふさわしくない行為があったと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2 年以内で審査会の議により決定する期間</p>